

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○井坂主査 これにて阿部知子君の質疑は終了い
たしました。

次に、長妻昭君。

○長妻分科員 立憲民主党の長妻昭でございます。
よろしくお願いをいたします。

まず、今、配付資料をお配りしておりますけれ
ども、この一ページ目は警察庁からいただいた資
料でございます。これについて、警察庁の方から
資料の説明をお願いします。

○親家政府参考人 今御指摘ありました資料につ
きましては、警察庁から委員に提出したものでご
ざいます。令和六年一月から三月までの間に警察
が取り扱った死体のうち、自宅において死亡した
独り暮らしの方の数を年齢階層別にお示したも
のでございます。

その内容について簡単に申し上げますと、令和
六年一月から三月までの間に警察が取り扱った死
体は、暫定値になりますけれども、六万四百六十
六体でありまして、そのうち、自宅において死亡
した独り暮らしの方は二万一千七百十六体となっ

ておるところでございます。

○長妻分科員 六十五歳以上の方というのは何人
でございますか。

○親家政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げました自宅において死亡した独
り暮らしの方二万一千七百十六体について、年齢
別に見ますと、六十五歳以上は一万七千三十四体
となっております。

○長妻分科員 これは三か月分ということだと思
うんですけども、仮に一年というふうな推計を
すると何人に、六十五歳以上で自宅において死亡
した独り暮らしの方、警察取扱死体というふうな
なりますか。

○親家政府参考人 お答えいたします。

警察が取り扱う月ごとの死体の数につきまして
は、季節によって変動が見られるところでありま
すけれども、先ほどお答えした一月から三月まで
の三か月間の暫定値を年間分ということで単純に
四倍いたしますと、約六万八千体となるところで
ございます。

○長妻分科員 この資料は、どういうところに役
立てようとして調査されたのでございましょうか。

○親家政府参考人 お答えいたします。

警察庁といたしましては、こういった数値につ
いては、様々な政府内での検討の場あるいは議論
の場等で役立てていただければいいなということ
で集計したところでございます。

○長妻分科員 特に様々な検討の部門というのは、
具体的にどのワーキンググループですか。

○親家政府参考人 お答えいたします。

内閣府の「孤独死・孤立死」の実態把握に関す
るワーキンググループなどが挙げられるというふ
うに認識しております。

○長妻分科員 これは「警察取扱死体のうち」と
いうふうに書いてあるんですが、この警察取扱死
体というのはどういうものなのか。つまり、多分
警察取扱死体と警察が取り扱わない死体と二つに
分けるとしたら、どのような違いがあるんですよ
うか。

○親家政府参考人 お答えいたします。

警察が取り扱うのは、不自然な死を遂げたおそ
れのある死体でございます。具体的には、例えば、
御家族や救急隊等からの通報を受け認知した死体
や、医師から異状死の届出がなされた死体等につ
いて、その死が犯罪に起因するかどうかなどを判
断するため、医師と連携し、死体の状況を確認す
るなどしているところでございます。

他方で、例えば、病院でお亡くなりになり、医
師から異状死の届出がなされないような死体につ
きましては、警察が取り扱うこととはならないも
のと承知しております。

○長妻分科員 この六十五歳以上に注目したいん
ですが、六十五歳以上の方々の警察取扱死体のう
ち自宅において死亡した独り暮らしの方というの
が年間推計六万八千人ということでございますが、
この中に自殺も含まれますか。

○親家政府参考人 お答えいたします。

お示した数には自殺の方も含まれております。
○長妻分科員 そして次に、今日は内閣府から滝
澤さんも来られておられて、滝澤さんは孤独・孤

立対策推進室室長代理ということでございまして、この中に、先ほど答弁いただいた「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループというのが設置されたわけですね。

そもそも、なぜ設置されたのかといいますが、私の方で、配付資料の八ページにございますが、ちょうど二年前の五月に予算委員会で岸田首相に、日本は孤独・孤立担当大臣がいるのに、孤独死の数もさっぱり分かりません、こんなことじゃ駄目なんじゃないの、お隣の韓国では法律ができて、毎年毎年孤独死の人数を公表して対策を講じているのに、全てのデータのベースにあるものが私は孤立死の総数の調査だと思っているんですが、それを岸田首相に強く申し上げたところ、岸田首相が、それを明らかにしていきたい、進めていきたいという御答弁を受けてワーキンググループをつくっていただいて、そこで議論をしているわけでございます。

その中で、ワーキンググループには警察もオプザーバーで出ているので、資する資料ということ、今の資料が出てきたというふうに承知をしておりますが、もう一回警察にお伺いしますが、この資料というのは初めて出てきたわけですか、この委員会です。

○親家政府参考人 お答えいたします。

今回お示したような数につきましては、これまで警察庁で集計はしておらず、今回初めて集計したところでございます。

○長妻分科員 発表はこの場で、ここが初めてですか、今が。

○親家政府参考人 お答えいたします。

特に広報等をしておりませんので、この場で御説明させていただいたのが初めてだと考えております。

○長妻分科員 今年一月から初めてこういう調査を警察がしていただいたというのは、これはありがたいことだというふうに思います。

そこで、これは年内も、今後も続けていただくと聞いておりますので、そうですね。

○親家政府参考人 お答えいたします。

引き続き、この数字は集計していきたいというふうに考えております。

○長妻分科員 内閣府にお伺いしますけれども、この今警察から説明があった数字というのは、これは孤独死、孤立死の総数を出す意味で参考になる数字というふうに考えてよろしいんですか。

○滝澤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の警察庁の調査は、警察が取り扱った死体のうち自宅において死亡した独り暮らしの者を把握するものでありまして、孤独死としてのデータの把握を意図したものではないと承知しておりますが、「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループにおいて検討を進めている孤立死の実態把握に当たりまして、参考になり得るものと考えております。

○長妻分科員 この集計は、具体的には内閣府の方から依頼したわけですか。「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループが依頼した、こういう位置づけでよろしいんですか。

○親家政府参考人 お答えいたします。

先ほどお答えした数値については、警察庁の方で集約はしていなかったわけでありまして、内閣府のワーキンググループなどにおいて、孤独死、孤立死といったことで実態把握をどうするかといった議論が行われている中で、警察庁としても、現場の負担を考えながら、集約できる数値はないだろうかとということで考えて集約したところでございます。

○長妻分科員 非常に一歩前進だと思えます。感謝申し上げますところでありますけれども、これは恐らく、この数字からいろいろちよつと調整は必要になるんじゃないかと思うんですね。

つまり、若い方の中には、例えば、独り暮らしで普通に会社に勤めておられる方が、例えば連休の初め頃に御自宅で急に脳梗塞とか脳卒中とかそういう形で突然お亡くなりになられた、こういうものもこの中に恐らく含まれると思うんですね。ですから、そういうものを除外したり、いろいろなことが想定されると思いますけれども。

そうすると、六十五歳以上であると、お仕事も就いておられる方ももちろんおられますけれども、そうでない方もおられるということで、その推計が一万七千三十四人、年間では六万八千人ということなんですが、今後、孤独、孤立死の総計を出すときに、ここで言われている数字というのが、これが最大限の数字になるという理解でよろしいんですか。

○滝澤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の警察庁の調査は、警察での取扱い、自宅での死亡、独り暮らしといった一定の条件の下

での数値であり、先ほども申し上げましたとおり、必ずしも孤立死としてのデータの把握を意図したものではありませんと承知しております。例えば、かかりつけ医にかかっていた方が御自宅で亡くなられた場合は、警察での取扱いがないため、今回の集計の対象外とされているものと承知しております。ワーキンググループにおいては、孤立死の概念的定義としまして、当面、誰にもみとられることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様と仮置きした段階です。

こうした中で、御指摘の警察庁のデータが孤立死の最大値かとの御質問については、今後精査する必要があると考えてございます。

○長妻分科員 定義が今仮置きということなんです。ですから、御夫婦がお二人でも孤立死になり得るといふ今の仮置き定義だと思っております。ワーキンググループの中でも議論が相当あるわけで、やはり、そこまで広げると非常に焦点がぼやけるといふ議論もあります。

そういう意味では、例えば独り暮らしに限定すると、では、例えば六十五歳以上に限ると、年間六万八千人という数字が出ましたけれども、これが上限なのかどうか。ただ、今のお話だと、かかりつけ医にかかっておられる場合は警察の取扱死体ではないから、そういう意味では、これは定義いかにによりますが、独り暮らしに限定したとしても、この年間六万八千人という人数が増えることもあるし減ることもある、両方に振れる可能性があると考えてよろしいんですか。

○滝澤政府参考人 お答え申し上げます。

ただいまワーキンググループにおきましては、孤独死の概念的定義として、先ほど申し上げたような定義を仮置きした段階でございますけれども、まだまだ議論が途中でございます。そのような基準がない中で、増えるということにつきましては、なかなか言い難いものだというふうに考えてございます。

○長妻分科員 先ほど一つの参考値になるとおっしゃいましたから、精査を続けていただきたいんですが、三ページ目でございますけれども、これは、もう皆さんよく御存じのニッセイ基礎研が、シンクタンクが出した推計値、全国の孤立死者推計。年間二万六千八百二十一人ということで、私、これを見たときもびつくりしました。年間の自殺者よりもはるかに多いわけでございます。

今回も、六十五歳以上という、警察庁のデータであります。六万八千人ということで、非常にこれも大きな数字でありまして、早く、このワーキンググループ、二年前に私が依頼をして、ワーキンググループはまだ四回しか開かれていないということでございますが、これは、もう今年中には孤立、孤独死の死者数、死者総数、これを把握する、そして発表するということでもよろしいんですか。

○滝澤政府参考人 お答え申し上げます。

孤立死に関しましては、有識者及び関係省庁から構成されます先ほど来のワーキンググループを設置しまして、実態把握のために必要な用語の定義や把握方法等について、様々な研究事例や死亡

に関する統計データ等を参考にして検討を行っておりまして、本年一月には中間論点整理が公表されているところでございます。

この中間論点整理におきましては、孤立死の概念的定義として、当面、誰にもみとられることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様と仮置きした上で、統計を作成する上でどのような定義を置けば孤立死の実態を把握可能であるのかの議論を先行すること、今後の検討の方向性として、既存のデータや新たなデータの活用、統計の整備等に向けた検討、推計の精緻化に向けた検討を行うこととされております。

このワーキンググループにつきましては本年度も継続して設置することとしており、内閣府としましては、ワーキンググループの議論がまとまりました段階で、速やかに実態把握に着手したいと考えております。

○長妻分科員 遅くとも年内には総数を出していただけるんですね、これ、お約束いただければ。

何らかの、まあ、こういうことはないと思えますけれども、いろいろ話が漏れ聞こえてきますけれども、これは別に、純粹に政策としてやっていただきたいと思うわけで、年内、これをめどというところでよろしいですね。

○滝澤政府参考人 お答え申し上げます。

内閣府としては、ワーキンググループの議論がまとまり次第、速やかに実態把握に着手したいと考えております。

一方で、このワーキンググループの議論がまと

まる時期については、例えば、これまで明確な定義すらなかった中、実態把握の手法の具体化に向けた議論にどの程度時間がかかるか等によるため、現時点において、取りまとめの具体的な時期を申し上げることは困難でございます。

したがって、お尋ねの人数がいつ頃分かるのかにつきましては、現時点で申し上げることは困難であることを御理解賜ればと存じております。

○長妻分科員 ちよつと理解できないですね。もう機は熟していると思えますし、来年はちょうど昭和百年、昭和に換算するとですね、七十五歳以上の方々、団塊の世代の方が全て入るといようなことで、基礎的な資料となる重要なデータですので、是非お願いをします。

武見大臣、これまでのやり取りを聞いていたただいたわけでございますが、厚労省は引きこもり対策も取り組んでおられるわけで、介護ももちろん厚労省の所管ですけれども、この引きこもりと孤独死との関係性というのは、大臣はどういうふうに認識しておられますか。

○武見国務大臣 引きこもりについて、おおよそ百四十六万人ほど、これは推測で、数がございませぬ。こうした引きこもりの数というものの大きさに鑑みまして、しかも現実が高齢者の単独世帯がどんどん今増え始めてきている中で、先生御指摘のような孤独死という確率は、確実にこれから社会的に高まるわけでありませぬ。

したがって、こうした問題に対しては真正面からきちんと取り組んでいくことが厚生労働省としても重要な課題であって、現実に、地域包括ケア

あるいは在宅介護、こうしたことを通じて、我々、ある程度の対応はしてきているわけでありませぬが、今後さらに、こうした問題意識を持つてきちんと取り組んでいくべき課題だと私は思います。

○長妻分科員 武見大臣、NHKのラジオのひきこもりラジオとか、あるいは映画、「PLAN 75」という映画、これは御覧になったことはありますか。

○武見国務大臣 先生からの御質問の資料を見せていただいて、それで初めて知りました。

○長妻分科員 今、本当に世の中、大変な状況でございまして、武見大臣も若干、今、一端を御答弁いただきましたけれども、非常に孤立、孤独問題、これは非常に広がりが出てございまして、その方々に着目するんじゃないかと、むしろ、社会がそういうことを生み出しているという観点から、社会を改善するというところに取り組んでいただきたいんですが。

もう一つ、この孤独死の問題で気になりますのは、私もいろいろな方のお話をお伺いしましたけれども、やはりセルフネグレクト、こういうケースが非常に多いんですね。ほとんどは言いませんけれども、自己放任とも言われておりますが。私は、いろいろな方のお話を聞いてみると、消極的自殺ということもあり得るのではないのかと。

自分は体がかなり悪いようだけれども、お金もないので、あえて医者に行かない、それで死ぬのなら仕方がないとか、あるいは、なかなか食費もままならないので、食事をなかなか取らずにそのままお亡くなりになるとか、そういう非常に深刻

な、消極的自殺というようなことも私は感じるのございませぬが、武見大臣はいかがですか。

○武見国務大臣 孤独高齢者の中で、孤立をして、そしてそれが一つの自殺の背景要因になってくるということについては、これは想定されますので、十分に、そうした事態にならないように、そして孤立化させないように、社会的にいかにその支援をするかということは極めて重要な課題である、こう思います。

○長妻分科員 是非、広がりがありますので、よろしくお願いをします、実態把握ですね。

次に、今日は工藤副大臣も来ていただいておりますので。例の、消費者庁が、小林製薬以外の機能性表示食品の健康被害、調査いただきました。その中で、百四十七件があるという報告、小林製薬以外で、この中に入院した事例はありますか。

○工藤副大臣 お答え申し上げます。

今、長妻先生からお問合せがありました。具体的な回答方法をいろいろ調べまして、事業者によってばらつき、重複、報告の有無、情報の流動等があり、調査が必要な状況であったため、追加的な聞き取り調査を行ったところですよ。

こうした追加的な調査の結果も踏まえ、回答のあった健康被害状況と当該製品の因果関係について、医学等の専門家により分析を行っていただいております。（長妻分科員「入院」と呼ぶ）取りまとめが……（長妻分科員「入院があったかどうか」と呼ぶ）私ども、今それを精査しておるんですが、私にもその入院の結果はまだ知らされておられません。（長妻分科員「いや、だから、入院が

「あつたかどうか、入院したという事例が」と呼ぶ

先生方からと、消費者庁の取りまとめをしているところ、入院があつたかどうかと私が聞いても、何とか五月下旬までもう少し時間をいただきたい、そういう回答が来たわけでございます。ですから、今、先生に対して、入院があつたかどうかというのを正確に申し上げることはできません。

○長妻分科員 ちよつと今の答弁は見過ごせない答弁なんですが。

配付資料の一番最後のページに、これは、消費者庁が、小林製薬以外に、こういう調査表を作つて調査いただいたんです。ですから、ここに入院と書いてある案件が一件でもあつたのかわか、それを聞いていますね。これは副大臣にも知らされていいんですか。

○工藤副大臣 入院があつたということは聞かされておりますが、件数は私にも聞かされておられません。

○長妻分科員 この入院も、当初は検査入院だといふふうには消費者庁はおっしゃっていたんですが、これは全件が検査入院ということなんですか。

○工藤副大臣 何度も繰り返しになります、医師の先生方、専門医の方々がその原因追求を今されているところで、検査なのか、実質本当に被害が厳しく、そのの、薬品にあつたのか、それを今精査しておるところでございますが、そのことは私も聞かされておられません。

○長妻分科員 そうすると、大臣は、入院があつたというのは聞かされたけれども、検査入院なの

か、それが本当の入院なのか、あるいは両方が混合しているのか、それは一切聞かされていない、こういうことでよろしいんですか。

この調査票は、普通、副大臣、見れますよ、これ、だつて、守秘義務がかかっているから。これも見せてくれないんですか。

○工藤副大臣 お答え申し上げます。

先生の質問を受けて、私も、出せるものならば、私も政治家ですから、きちつと中間報告はすべきだと。いろいろあつたんですけれども、まだ本当に検査入院か入院なのか精査中であるので、これは出せない、出せないというのか、慎重に精査させてもらいたいというのが私に対する回答であります。

○長妻分科員 これは、消費者庁に詰めてお伺いしたら、実は、検査入院もあつたけれども、検査入院じゃなくて本当の入院もありました、本当の入院もありましたと私に消費者庁の方が認めたんですが、それ、ちよつと後ろに聞いてみてください。本当にあるんですよ。

○井坂主査 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○井坂主査 速記を起こしてください。

工藤副大臣。

○工藤副大臣 本当に何度も申し上げますが、精査中でありまして。そして、四月十九日だと思えますが……（長妻分科員「ちよつと待って。ちよつといいですか」と呼ぶ）はい。

○長妻分科員 いや、消費者庁の方が、ちゃんとレクを正式に要請して、私のところに来て、検査

入院もあつたけれども入院もありました、検査入院じゃない入院も報告に上がってきましたと明言されたんですよ。これは、じゃ、消費者庁は訂正するんですか。ちよつと一回止めて、精査してください。

○井坂主査 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○井坂主査 速記を起こしてください。

工藤副大臣。

○工藤副大臣 検査入院、入院という話は、入院しているという話はあつたと今確認しましたけれども、実際本当にこれが原因で今の入院なのか、それを再精査しているところが今の消費者庁の答えでございます。

○長妻分科員 私は因果関係は聞いていないんですよ。ここの報告に上がってきたのを聞いたわけですね。そうすると、ちよつと大臣、答弁がぐらついていますが、検査入院もあつたけれども本当の入院もあつたということを今明言をされたわけで、ちゃんと、ちよつとチェックしてほしいんですよ、こういう問題について。

では、五月頃に公開をしようと思つたよ、精査して。これは、じゃ、入院案件など、そういう案件についてはメーカー名も公表するということでもよろしいんですか。

○工藤副大臣 過去に先生方から質問がありました、私が五月中旬に公表すると……（長妻分科員「メーカー名」と呼ぶ）済みません、メーカー名は、食品表示法第六条に基づいて、指示の対象は事業者、要は、違反した事業者で、私どもから指

示、そしてまた監督命令を全く聞かなかった事業者にはメーカー名は出す、そういう考えでおりません。

○長妻分科員 これは、何か指導して言うことを聞かないなんというのではなくて、これは入院しているわけですからね。入院した案件についてメーカー名と商品名、公表するということだったら、公表しなきゃ駄目だと思っただすね。

これは、じゃ、逆に言うと、法律の規定があつて公表できない仕組みになっているんですか。

ちよつと一回止めてください。

○井坂主査 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○井坂主査 速記を起こしてください。

工藤副大臣。

○工藤副大臣 今回の調査は、様々な実施報告、把握、分析するために事業者名や製品名を公表しないことを前提に実施、回答を得ております。ですから、今出すことは厳しいと。

○長妻分科員 これ、ちよつと自民党の皆さんもよくチェックしてほしいんですね。

今回、小林製薬以外を調査したときに、確かにこの調査票に、今副大臣がおっしゃったように、届出者が特定できる事項の公表はいたしませんと明言しちゃっているんですよ。重大な入院案件が出て公表できない、こういう前提になっているんですね。これ、ちよつと撤回してもらって、もう一回ちゃんと調査していただきたいんですよ。

これは小林製薬ですら、因果関係が分からないうちに公表されたわけですね、企業が。ですから、

入院案件があるときに、ちゃんと副大臣がチェックせずに公表がずるずる遅れたことで被害が拡大していたと仮にしたら、これは大きな責任問題ですよ。

何か、副大臣、頼りないのはチェックしてくださいよ、役所を。この国会も行政監視機能で役所を、行政府をチェックするんですが、副大臣もチェックするんですね。国会議員が大臣、副大臣で役所の中に入って、そこもチェックしないといけないんですよ。全部お任せで言いなりみたいなちよつと私は印象を受けたんで、これ、事、安全、健康に関わることでありますので、もつときちつとやっていたください。

例えばアメリカでは……

○井坂主査 申合せの時間が既に経過しておりますので、おまとめください。

○長妻分科員 はい。

アメリカではダイエタリーサプリメントということをチェックする法律があつて、これは因果関係がなくても公表すると、重篤な有害事象は。業界向けガイドラインでもそれが明記されておりますので、これはちよつと、初めから公表しない前提で、しかも入院が出てきた、だから初めの約束どおり一切公表しませんというのは余りにも無責任だと。政治家としては是非きちつと役所をコントロールしていただきたいということをお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。